

令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

## みよし市まちづくり土地利用条例の

## 施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第52条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

令和元年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

### ◆ 特定開発事業

令和元年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は26件でした。この中で、手続を終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は3件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

### ◆ 小規模開発事業

令和元年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は55件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

### ◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用についての協議(条例第45条)は1件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

### ★ みよし市まちづくり審議会の意見

条例の施行状況についてのみよし市まちづくり審議会の意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面により意見集約及び決議を行いました。

## 令和元年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日受付分）は、次のとおりです。

### 1 特定開発事業

#### (1) 受付件数及び処理状況等

##### ① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
9	9	0	0

##### ② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
26	24	0	1	1	45.8

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	4	0

##### ③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとされた件数	処 理 状 況				協議後開発計画書が提出されていない	命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ		
24	24	0	0	0	0	52.6

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	3	0

※1：変更内容 予定建築物の一部廃止1件、緑化の位置及び面積の変更2件

##### ④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとされた件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
24	3	0	0	21	204.3

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

#### (2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他	合計
住環境保全区域B			3					2	5
住環境保全区域B・教育環境保全区域			2						2
住環境保全区域C・教育環境保全区域		1	1			1			3
農業保全区域				1		2		1	4
農業保全区域・防災調整区域				1		1			2
農業保全区域・防災調整区域・教育環境保全区域				1					1
集落居住区域		2							2
集落居住区域・教育環境保全区域		1							1
指定なし			1	4	1				6
合計		4	7	7	1	4	0	3	26

※1：その他 住環境保全区域B：盛土工事1件、サービス付き高齢者向け住宅の建築1件  
農業保全区域：特別養護老人ホーム及びグループホームの建築

## 2 小規模開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告 しない	助言・勧告 する	手続き中	取下げ
55	55	0	0	0

### (2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		16	1						17
住環境保全区域A・教育環境保全区域		16						1	17
住環境保全区域B			2		2	1			5
住環境保全区域B・教育環境保全区域			1	1		1			3
住環境保全区域C				1		1			2
住環境保全区域C・農業保全区域				1					1
住環境保全区域C・集落居住区域・教育環境保全区域					1				1
農業保全区域					1	2			3
集落居住区域			1					1	2
教育環境保全区域				1	1				2
防災調整区域				1				1	2
	合 計	32	5	5	5	5	0	3	55

※1：その他 住環境保全区域A・教育環境保全区域：宅地造成  
集落居住区域：宅地造成  
防災調整区域：駐車場管理施設の建築

## 3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

### (1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
1	適用しない	工業用地開発（福田池下地区）	みよし市土地開発公社